地域デザイン学会　地域金融フォーラム

能登半島地震への金融行政の対応と
地域金融機関への期待

2024年８月25日（日）　北陸財務局長　　三原 健

金融行政機構

内　閣　府

金　融　庁

総合政策局
企画市場局
監督局

・金融行政の戦略的立案、金融外交、国際協調など
・金融関連の法令・制度の企画・立案
・金融機関等に対する検査・監督

証券取引等監視委員会

・証券会社等の検査
・開示検査
・犯則事件の調査

公認会計士・監査審査会

・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査、監査事務所等への検査
・公認会計士試験の実施

財　務　省

・財政の健全性確保等の任務を遂行する観点から行う金融破綻制度及び金融危機管理に関する企画・立案

委　任

総合出先機関

財　務　局

理財部　金融監督課、金融調整官、検査総括課
統括金融証券検査官 ほか
証券取引等監視官

【財務局検査・監督の対象先】

1．預金取扱金融機関等
　○地域銀行
　○信用金庫、信用組合
　○労働金庫、信用農・漁業協同組合連合会、単位農協
2．預金取扱金融機関以外
　○金融商品取引業者
　○貸金業者
　○資金決済法業者
　　・前払式支払手段発行者
　　・資金移動業者
　　・暗号資産交換業者
　○少額短期保険業者
　○保険代理業
　○信用保証協会　ほか

財務局・財務事務所

○　財務局は、財務省の総合出先機関としてブロック単位に設置されており、9財務局(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州)及び1財務支局(福岡)がある。
○　また、財務局・財務支局の下に、40箇所の財務事務所、13箇所の出張所が設置されている。
○　沖縄県では、内閣府沖縄総合事務局財務部が財務局の業務を実施している。
○　財務局の定員は、総計で約4,600名。

北陸財務局について

- 本局を金沢市に置き、富山財務事務所（富山市）福井財務事務所（福井市）で組織。
- 職員数約180名（本局140名、両事務所各20名）

石川県

金沢市新神田

福井県

福井市春山

富山県

富山市牛島

北陸財務局の主な業務内容

➢ 財政、国有財産、金融、経済調査と「幅広い」業務を実施

財　政	予算執行調査、災害査定立会、財政投融資
国有財産	庁舎等の総合調整、まちづくりへの貢献
金　融	地域金融機関等の検査・監督
経済調査	企業ヒアリング等を通じた地域経済情勢の調査
広報等	各種施策の広報、財政金融教育、地方創生に向けた取組み

令和６年能登半島地震において北陸財務局が行った主な緊急対応業務

１．北陸財務局令和６年能登半島地震災害現地対策本部の設置

- 職員・家族の安否確認、安全確保
- 各部の対応状況を確認、非常時優先業務等以外の業務等の中止・延期等の整理
- 被災地への物資提供、被災自治体への人的支援等について協議

２．政府・自治体の災害対処活動に対する支援

人的支援

〔石川県災害対策本部〕
・リエゾン派遣（1/2～：1名）
・支援物資の積込等（1/5：10名、小松空港・産業展示館）
・1.5次避難所運営（1/13～2/4：延べ135名）

〔自治体〕
・罹災証明発行事務、非常物資仕分け業務、公費解体申請受付等業務について、被災自治体に職員を派遣

➢他財務局、金沢国税局、大阪税関金沢税関支署に連携を呼びかけ、被災自治体のニーズに可能な限り対応
（延べ約4,100名、令和6年7月末時点）

	日程	派遣元	
羽咋市	2/1～5/10	北陸財務局、大阪税関金沢支署	最大３名／日
能美市	2/5～2/29	北陸財務局	計２名／日
中能登町	2/5～	北陸財務局、金沢国税局	最大26名／日
能登町	2/5～5/27	北陸財務局、金沢国税局	最大８名／日
加賀市	2/13～2/17	北陸、東北、関東、近畿、九州財務局	計８名／日
内灘町	2/19～3/1	北陸、関東、近畿、四国、九州財務局	最大５名／日
輪島市	3/4～	北陸、北海道、九州財務局、大阪税関金沢支署、金沢国税局	最大10名／日
穴水町	3/4～	北陸、北海道、東北、東海、近畿、福岡財務（支）局、金沢国税局	最大４名／日
珠洲市	3/4～	北陸、東北、関東、東海、近畿、中国、福岡、九州財務（支）局、金沢国税局	最大９名／日
七尾市	3/25～	北陸、関東、近畿、四国、九州財務局、金沢国税局、大阪税関金沢支署	最大17名／日
志賀町	4/5～	北陸財務局、金沢国税局	最大４名／日

支援物資の積込

罹災証明発行に係る現地調査

公費解体申請窓口

被災自治体への物資提供

- ニーズのあった輪島市（1/12,17,2/29）、能登町（1/31,2/7）、珠洲市（4/3、12）に対し、飲料水、非常食等を提供
- 輪島市に対しては、地域連携の取組で繋がりがある永平寺町と協働で物資を搬送(1/12)

輪島市への物資提供

３．金融関係

- 「金融上の措置」要請文の発出（1/2）
  管内金融機関等に対し、被災状況に応じた適時適切な措置を講ずるよう要請
- 金融機関営業情報の周知
  金融機関の営業情報等をマスコミ周知・当局HPに掲載（ 1/3 ～随時更新）
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用促進
  金融機関・弁護士向け勉強会の実施（3/8　三県弁護士会と共催）

４．国有財産関係

被害状況

- 庁舎は輪島市・能登町に所在する2庁舎(※ 1)を除き、概ね業務に支障なし、能登地区の宿舎(※2)は随所に被害を確認
  (※1) 輪島税務署：敷地内に設置した仮設プレハブ等にて業務（3/6～）
  能登海上保安署：七尾港湾合同庁舎共用会議室にて業務（1/4～）
  (※2) 七尾宿舎1号棟：被災度区分判定業務実施中（5/14～）

輪島宿舎敷地内の北陸電力電柱倒壊

支援状況

【庁舎】・ 金沢新神田合同庁舎：近隣住民の避難受入(1/1)

【宿舎】・ 輪島・七尾宿舎：法務省特別機動隊の活動拠点・海上保安庁BCP職員の住戸として、23戸を活用（1/5～）

・ 金沢・小松市内の合同宿舎：被災者の応急的な住まいとして、石川県に対し105戸を使用許可
⇒被災者の入居受入33戸（2/6～）

・ 輪島宿舎：公費解体に従事する事業者の宿泊場所として、石川県に対し16戸を使用許可（5/31～）

【国有地】・災害ごみ仮置場（能登町）、小学校仮設校舎（輪島市）、応急仮設住宅（輪島市・珠洲市）敷地として活用(2/5～)

災害ごみ仮置場

５．財政関係

«災害査定立会»

- 早期確認型査定等による災害査定立会業務を開始（2/14～）

	石川	富山	福井
実施済箇所数	2,856	425	35

（参考）
被害報告件数
22,008件

※R6.7.31現在（速報ベース）

災害査定立会の模様

«その他»

- 災害時の財政融資資金の活用を周知（1/1）、借入手続き等の弾力的な取扱いについて通知（1/22）
- 歳出予算の繰越承認申請手続き簡素化に係る事務連絡を発出（1/24）

北陸財務局金融部門の対応

日付	初動対応模様
1月1日	【発災認識<16:10>】 • 金融部門職員の安否所在、業務可能体制を確認 • 金融上の措置要請の発出を即断 • 監督先（管内）金融機関との連絡体制確保、被害状況入手 【石川・富山・福井県への災害救助法の適用】
2日	• 関係各所と協議・調整の上、金融上の措置要請文書の発出 • 当局HP、マスコミを通じ各県に対し要請文発出を周知 • 管内金融機関に、被害状況や4日以降の営業可否を確認
3日	• 管内金融機関支店の翌日の営業可否等を収集・集約（一覧化） • マスコミ（新聞・TV・ラジオ等）に、管内金融機関の営業予定等について情報提供・取材受 ⇒当日以降、地元新聞・TV等での拡散を確認
4日 ～ 5日	• 管内金融機関支店の当日営業の確認、 今後の機能回復状況を把握できる体制、FSA連携の体制を構築 • FSA開設特設HPと当局の集約情報・新設特設HPとの連携を確立 • 石川県HPに当局特設HPリンク掲載 • 管内金融機関支店の営業状況等のHP公表開始 • 管内金融機関の翌3連休中の対応（相談窓口設置）、 条件変更手数料・義援金取扱い等の対応を集約・公表
(連休)	• 管内金融機関支店の連休明け営業見込みを収集・集約、公表
9日 ～ 12日	• 管内金融機関支店の当日営業・精緻な機能回復状況を集約・更新公表 • 窓口相談状況や営業にあっての隘路（現金の余裕・法令上の規制等）を収集、FSAと情報共有
15日 ～	• 各情報集約・更新公表継続のほか、支店機能回復に向けた関係者（金融機関等）との交渉・協議

次ページ参照

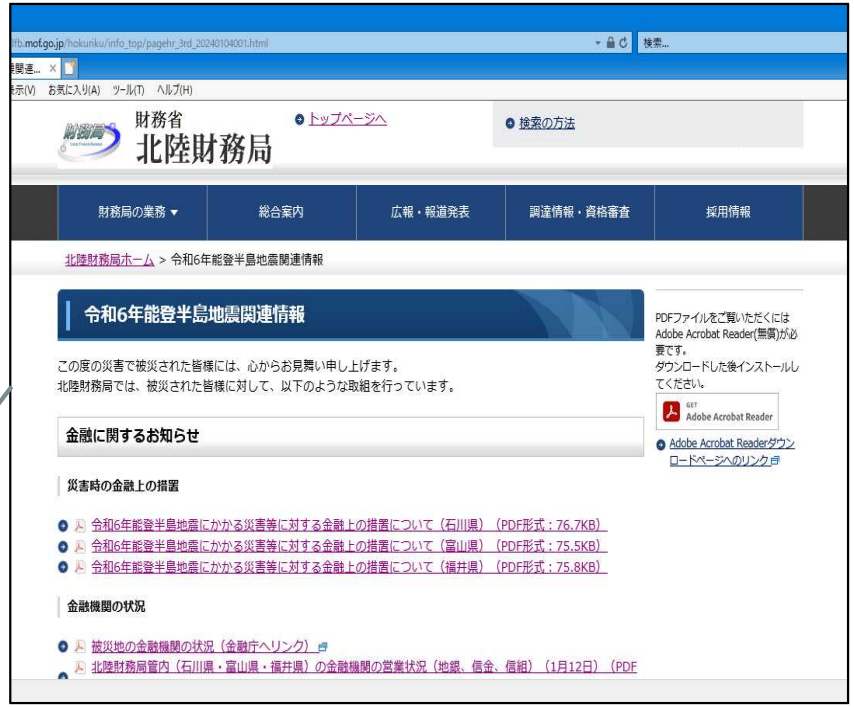

金融機関等への要請（北陸財務局）

○　北陸財務局が「令和６年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について」を要請しました（令和６年１月２日）。

令和６年１月２日

財務省北陸財務局長　金森　敬
日本銀行金沢支店長　吉濱　久悦

令和６年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

今回の令和６年能登半島地震にかかる災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法が適用された石川県内の被災者等に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう預貯金取扱金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び電子債権記録機関に要請しました。

また、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合等も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請しました。

併せて、本要請内容について営業店への周知徹底を図るとともに、被災者等の被災状況等に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう要請しましたので、お知らせします。

１．預貯金取扱金融機関への要請

（１）預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
（２）届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
（３）事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
　また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
（４）今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
（５）今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
（６）損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
（７）国債を紛失した場合の相談に応ずること。
（８）災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
（９）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
（10）罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
（11）休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
　また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずること。
（12）（１）～（11）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
（13）営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

２．証券会社等への要請

（１）届出の印鑑を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。
（２）有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
（３）被災者等から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。
（４）（１）～（３）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
（５）窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
（６）その他、顧客への対応について十分配意すること。

３．生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

（１）保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
（２）生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
（３）生命保険料又は損害保険料の払込については、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
（４）（１）～（３）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。
（５）窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

４．電子債権記録機関への要請

（１）被災者等の電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。
（２）休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
（３）上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
（４）営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

（本件に関する照会先）
財務省北陸財務局理財部金融監督第一課
電話　０７６－２９２－７８５９
日本銀行金沢支店営業課
電話　０７６－２２３－９５１４

以　上

※富山県、福井県、新潟県の金融機関にも同様に要請
（新潟県は関東財務局より要請）

石川県能登地方（４市４町）における地域金融機関の主な対応

1. 金融機関の対応総括

〇店舗・ATMは、店舗の損傷や断水等から、発災直後は営業休止の影響。1/4時点では能登地域の4市4町に全部で43ある各金融機関の店舗のうち27店舗が全部または一部営業を休止せざるを得ない状況となった。
〇各金融機関は、多数の職員が被災する中、人員や場所の確保を工夫し、早期の店舗機能の復旧に尽力。
〇その上で、預金の払い戻しに係る柔軟かつ弾力的な対応、貸付金の返済一時停止・猶予といった金融支援、休日を含む特別相談窓口の設置、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用・ 相談受付の案内といった各種被災者向けの取組みにも尽力。

2. 本支店の営業状況（1.4時点）

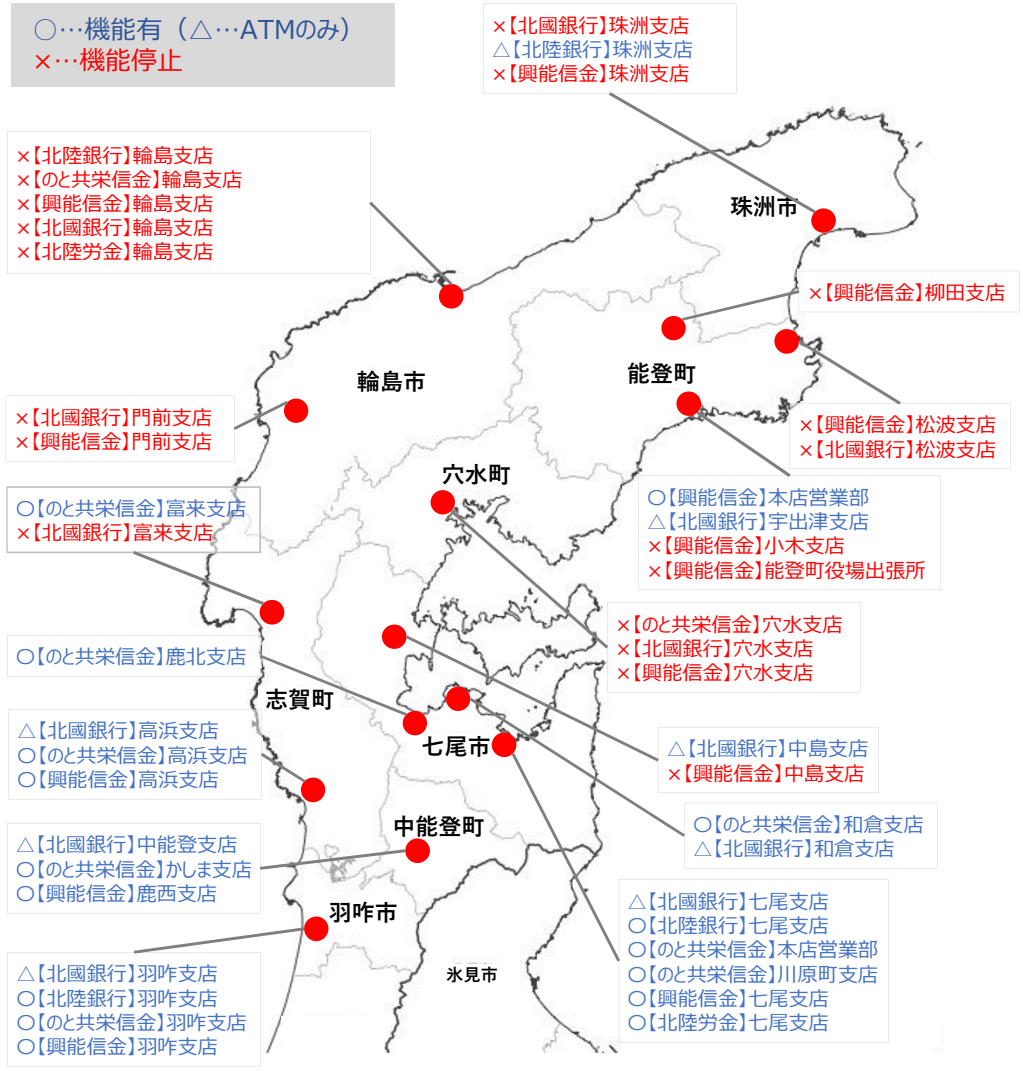

（2024年1月4日(木)15時時点、公表情報より作成）

3. 本支店の営業状況（８.21時点）

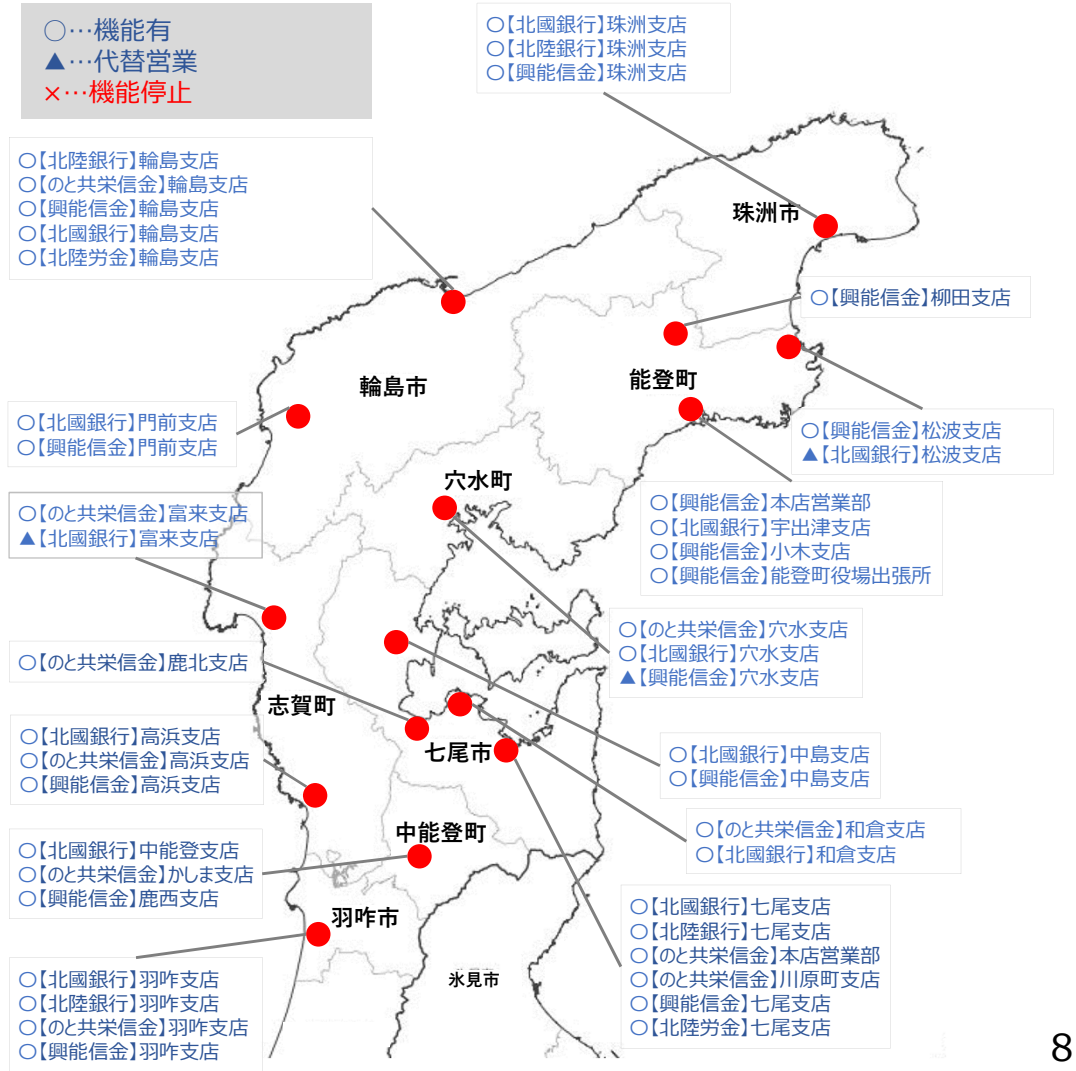

（2024年８月21日(水)15時時点、公表情報より作成）

金融庁・財務局の対応　（金融庁HPより）

1月2日	石川県、富山県、福井県、新潟県内の関係金融機関等に対し、財務局長及び日銀支店長の連名により要請文を発出
	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制の構築
	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置
1月4日	被災者からの相談を受け付ける「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置
	被災者の方々の金融分野の生活支援等に資する情報を掲載する特設ウェブサイト（日英）を設置
	金融機関のニーズ等を把握するための情報収集を随時実施
1月5日	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起文を公表
	官民金融機関に対し、関係省庁と連名で、事業者等の資金繰り支援の徹底等を要請
	各金融機関にて設置された休日でも対応可能な相談窓口の一覧を公表
	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置を周知
1月11日	金融機関等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出（寄附のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等における本人確認の簡素化、柔軟化）
1月12日	有価証券報告書等の提出期限に関し、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」による特別措置を周知
1月17日	日本貸金業協会に対し、貸金業法施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出（被災者が貸金業者から返済能力を超えない借入を行うための手続きの弾力化）
1月23日	金融機関等の報告の提出期限等に関する特例措置を周知
2月16日	金融機関に対し、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間の延長など、貸出条件緩和債権の判定に当たっての柔軟な取扱いについて周知
4月5日	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金が支給されることとなり、これらの給付金の差押を禁止する法令が4月5日に成立したことから、金融機関に対して周知文を発出

金融機関等への要請（関係省庁）

○　被災した事業者や、同事業者と取引関係のある事業者など、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、関係省庁連名で要請文を発出しました（令和６年１月５日）。

内　閣　府
金　融　庁
財　務　省
厚生労働省
農林水産省
水　産　庁
中小企業庁
令和６年１月５日

各協会等 代表者 殿

令和６年能登半島地震に関する事業者等への資金繰り支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り支援等に取り組んでいただき感謝申し上げます。今回の令和６年能登半島地震については、被災された事業者は勿論のこと、同事業者と取引関係のあるものを含め、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、事業者の実情を踏まえながら、きめ細かく、弾力的・迅速な対応に努めていただく必要がございます。

そのため、官民金融機関等に対して、以下の内容の要請をいたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

（１）　事業者への資金繰り支援について、災害の状況や資金需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている事業者に最大限寄り添った柔軟かつきめ細かな支援を徹底すること。その際、今回、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、信用保証協会等において開設した特別相談窓口での対応も含めて、災害の影響を受けた事業者の実態把握に努めること。

（２）　災害のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うほか、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。また、災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立ができることとすること。

（３）　災害の影響を受けた事業者の実態やニーズを適切に把握した上で、復旧・復興に向けた経営課題の解決策の提案や経営再建計画の策定支援など、足もとの資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援を積極的に行うこと。

（４）　災害の影響を受けた事業者への支援に当たっては、他の金融機関や支援機関等との連携・協働に努めること。その際、コロナ融資などの既往債務の状況など事業者の実情を踏まえ、今回の地震を受け実施する
①　信用保証協会が別枠で 100%保証するセーフティネット保証４号
②　別枠で融資が受けられる日本政策金融公庫等の災害復旧貸付
等を積極的に活用・提案すること。

（５）　住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。また、災害の影響を受けている顧客に係る個人信用情報の取扱いについて、被災地域の顧客が不利益を被ることがないよう十分に留意すること。

（６）　「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用について、手続き方法やその活用メリット等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じること。

被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ

令和６年１月25日
令和６年能登半島地震非常災害対策本部

基本方針

■能登地方を震源とする最大震度７の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は発災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地対策本部を設置して、道路の啓開やプッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
■「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
■施策を実行するために必要となる財政措置については、令和５年度・６年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
■被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業（なりわい）の再建支援に全力で取り組む。

緊急対応策（主なもの）

（１）生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、（３）の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

○避難所等における生活環境の改善
- **必要物資の支援**（被災地のニーズに応じ、プッシュ型からプル型に移行）

○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難
- **利用額の基準を特例的に引上げ**（7,000円⇒10,000円）
- **要配慮者等にきめ細かく対応**
  - －福祉タクシー、高齢者施設等の活用
  - －介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
  - －保育所、学校等に関する情報の提供
  - －孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- 被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
- **罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化**・人的支援
- 住宅の応急修理に対する支援
- 倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
  - －全壊家屋に加え、**特例的に半壊家屋も解体支援（自己負担ゼロ）**
  - －**所有者不明空家の解体について民法の新制度（所有者不明建物管理制度）等の積極的活用**
- 被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
  - －プレハブ仮設等に加え、**地域型の木造仮設住宅の活用**
- 自力での再建・補修等を支援
  - －**被災者生活再建支援金（最大300万円）の迅速な支給**

○切れ目のない被災者支援
- **見守り・相談**などにより被災者に寄り添って支援
  - －**在宅高齢者等への戸別訪問**
  - －**仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等**
- **医療・介護等の自己負担・保険料の減免**
- **通園・通学支援**、学習・就学支援（学びを継続するための環境整備等）、心のケア等
- **特定非常災害への指定**（運転免許証の有効期間の延長等）
- インターネット上の偽情報・誤情報対策

○金融支援・税制上の対応等
- 預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
- 保険金支払い等の迅速化
- **生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和**等
- 国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
- **雑損控除の前倒し適用**等（与党税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置）
- 住民税全額免除水準の場合の**物価高対策支援**（10万円給付＋こども加算）**の適用**

（２）生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

○中小・小規模事業者の支援
- 施設等の復旧を支援（**なりわい再建支援事業**（補助率3/4等、最大3億円又は15億円））
  ※多重被災事業者は、石川：最大5億円、富山・福井・新潟：最大1億円までは定額補助可
- 小規模事業者の販路開拓を支援（災害支援枠（補助率2/3等、最大200万円））
- 商店街の再生支援（アーケード・街路灯等の復旧、賑わい創出支援）
- 伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- **コロナ債務返済負担軽減策**（リスケ時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務問題への対応等）
- 資金繰り支援（日本政策金融公庫：別枠3億円、金利0.9%引下げ（上限・期間あり）等）
- 能登半島産品の販売促進支援（特設サイト、販促イベント）

○農林漁業者の支援
- 被災した**農業用機械等の再建支援**（農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援（補助率１/２等））
- 営農再開に向けた支援（種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等）や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
- 被災農林漁業者の資金繰り支援（貸付当初５年間の実質無利子化等）
- **景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり**
- **漁船等の復旧**、漁場環境の回復への支援や、**地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興**等

○観光復興に向けた支援
- 風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施（２～３月）。
- **「北陸応援割」**（３～４月、補助率50%、最大20,000円／泊）。**能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討。**
- ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- 観光関連事業者の支援（なりわい再建支援事業等の活用）（再掲）
- 能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

○地域の雇用対策等
- **雇用調整助成金の助成率引上げ**（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）、**支給日数延長（100日/年→300日/年）**等
- **災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給**

（３）災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

○迅速な災害復旧
- 公共土木施設等
  - －**激甚災害（本激）への指定**、公共土木施設（道路・河川等）や農林水産業施設等の災害復旧等
  - －**大規模災害復興法に基づく非常災害への指定**
  - －**国による権限代行等**（災害復旧工事等：道路（能越自動車道）、河川・砂防（河原田川）、港湾、漁港等）
  - －能登空港、のと鉄道等の早期復旧（道路管理者など関係者との連携も確保）
  - －TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- 公共・公益施設等
  - －医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧
    ※**水道は４月以降に引き上がる補助率の前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進**
    ※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築

○復興まちづくり
- 復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
- 公共施設と隣地宅地等の一体的な液状化対策

○令和６年能登半島地震についての緊急調査

○地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

（抜粋）

2. 緊急対応策

（1）生活の再建

○　金融支援・税制上の対応等

金融機関等に対して、預金通帳等を紛失した場合の柔軟な本人確認による預金の払戻しや、貸出金の返済猶予等の条件変更対応、個人信用情報に関する取扱いの柔軟化、保険証券を紛失した場合の照会窓口設置等による保険金支払い等の迅速化、保険料払込みの猶予期間の延長等を促す。

被災者が抱える住宅ローン等の免除・減額を含む債務整理を円滑に行うことにより、生活や事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を周知・広報するとともに、当該手続費用等を補助する。

（2）生業の再建

○中小・小規模事業者の支援

石川県の被災事業者において、既往債務が負担となり、事業再建に必要な新規資金調達が困難になる、いわゆる二重債務問題に対応するため、地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等の官民ファンドを活用し、既往債務に係る債権買取や出資のスキームを検討する。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

令和６年能登半島地震で被災された皆さまへ

令和6年能登半島地震の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により

住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

メリット１

手続支援を無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。特定調停の申立ての手数料も法令上の手当てにより無料となっています。

対 象 者：令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方

適用期間：2024年１月１日から2026年12月31日までに、裁判所に民事調停の申立てをする場合

メリット２

義援金等に加え財産の一部を手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット３

個人信用情報として登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

（注）●債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

●金融庁、財務局及び運営機関が他の事業者に本件事業等を委託することはありません。本ガイドラインを利用するための支援と称して報酬を求める悪質業者等にご注意ください。

金融庁 Financial Services Agency

財務局 Local Finance Bureaus

一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

詳しくは、運営機関ウェブサイトをご確認ください。 http://www.dgl.or.jp/

手続の流れ

❶手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きすることがあります。

（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

❷専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。

❸債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。
債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。

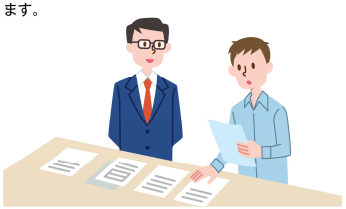

❹「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。

❺「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は１カ月以内に同意するか否か回答します）。

❻特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。

（注）「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

❼調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

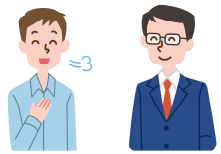

（2024.1）

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン　Q&A

令和６年能登半島地震の影響で、住宅ローンなどお借入れの返済にお困りの被災者の方へ

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
をご存知ですか？

自然災害ガイドラインのチラシ
（能登半島地震専用）

ガイドラインを利用することで、

住宅ローンなどの免除や減額を申し出ることができます。

ガイドラインを利用するメリットは、

1. 弁護士などの「登録支援専門家」の相談・支援が無料です。
2. 現預金などの財産の一部を手元に残せます。
   (注)被災状況や生活状況などにより金額は異なります。
3. 自己破産ではないので、新たな借入れに影響ありません。

ガイドラインの手続きの流れはチラシに掲載がございますので、併せてご確認ください。

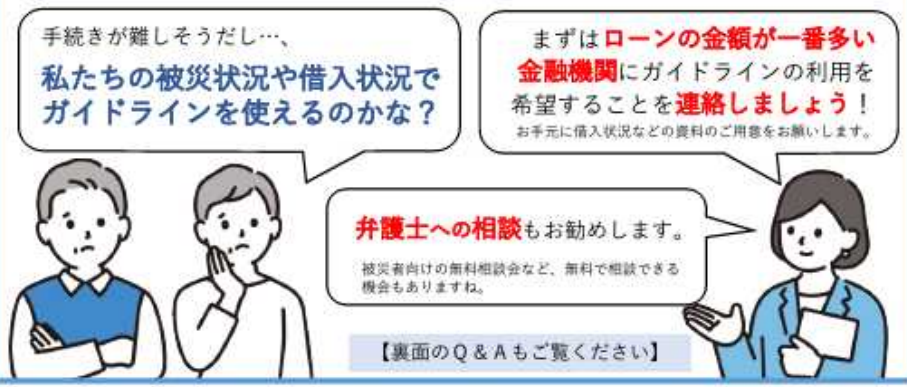

金融庁 Financial Services Agency
財務局 Local Finance Bureau

一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

詳しくは、運営機関ウェブサイトをご確認ください。 http://www.dgl.or.jp/

ガイドラインのQ&A

手元に不動産は残せる？
どんな支援を受けられる？
どのくらい時間がかかる？

Q 法律や金融関係の難しい手続きを、自分だけで行う自信がありません。登録支援専門家はどんな支援をしてくれますか。

A 登録支援専門家は、必要な書類の作成や金融機関との協議など、**ガイドラインの手続きの伴走支援**を行います。申出人は法律や金融の知見がなくても大丈夫です。
なお、国の補助により**無料で支援を受けられます。**

Q ガイドラインの手続きはどのくらい時間がかかりますか。

A 利用される方のローン残高や借入先の数、資産の状況等によりますが、平均 **約１年** かかります。

Q 債務整理が成立するまでの間は、ローンの支払いは必要ですか。

A 不要です。
金融機関に債務整理を申し出て、金融機関に書類が受領されたときから、債務整理が終了した日までの間は、ローンの返済や督促は一時停止します。

Q 債務整理をしても家や土地を手元に残すことはできますか。

A できます。
ただし、家や土地を手元に残す場合には、その家や土地について登録支援専門家が公正に評価した金額を、一括又は分割で支払う必要があります。
（手元に残した家や土地以外のローンについては債務整理が行われます。）

Q 新しいローンを組んでからガイドラインを利用できますか。

A **利用できません。**
ローンを組む前にガイドラインを利用する必要がありますのでご注意ください。

上記は一部になります。他のQ&Aもこちらに掲載されていますのでご確認ください。
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q&A
https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf

復興相談センター・復興支援ファンド

金融庁 Financial Services Agency

文字サ

サイト内検索 Google 提供

ホーム | 金融庁について | 報道・広報 | 政策・審議会等 | 法令・指針等 | 金融機関情報

ホーム ＞ 報道発表資料

Tweet

令和６年３月29日
内閣府・金融庁・中小企業庁

「能登半島地震復興支援ファンド」の設立、及び「能登産業復興相談センター」の開設について（令和６年能登半島地震による被災事業者の二重債務問題対応）

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、令和６年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」を設立します。

これに伴い、４月１日（月曜日）に公益財団法人石川県産業創出支援機構内に「能登産業復興相談センター」を開設し、同日より、能登半島地震における被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を開始します。また、４月２日（火曜日）に相談センターの開所式を行います。

１．「能登半島地震復興支援ファンド」の設立について

REVIC及び中小機構は、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（令和６年１月25日　令和６年能登半島地震非常災害対策本部決定）を踏まえ、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」（以下「ファンド」という。）を設立します。ファンド総額は100億円となります。詳細は別紙を御参照ください。

また、株式会社北國フィナンシャルホールディングスの子会社である株式会社QRインベストメント及びREVICの子会社であるREVICキャピタル株式会社は、双方が有するノウハウを拠出し、ファンド運営を担う専業会社「のと復興支援株式会社」を共同で設立しております。

２．「能登産業復興相談センター」の開設について

（１）開設の趣旨

コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題への対応に関して、被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援をはじめとする各種相談体制を構築し、ファンドでの債権買取支援等につなげるために能登産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）を公益財団法人石川県産業創出支援機構内に開設し、同機構が運営します。

（２）開設場所

七尾商工会議所内　３階 302会議室
所在地：石川県七尾市三島町 70-1　電話：0767-58-5008
（注）今後、奥能登地域にも相談窓口を開設予定。

（３）主な業務内容

1. ワンストップ相談窓口業務（関係支援機関・支援施策の紹介等）
2. 事業計画・再生計画の策定支援
3. ファンドによる債権買取等の支援

「能登半島地震復興支援ファンド」について

① 「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を踏まえ、**官民ファンドを組成。**

② 県・地元金融機関の声を踏まえ、**規模100億円・支援期間15年**のファンドを創設。**輪島市・珠洲市・七尾市・能登町・穴水町・志賀町**に所在する**中小企業・小規模事業者等を支援対象。**

③ ４月１日（月）にワンストップ相談窓口である**「能登産業復興相談センター」**を石川県七尾市に**開設**し、被災事業者に対する**ファンドによる債権買取支援**をはじめとする各種相談体制を構築。

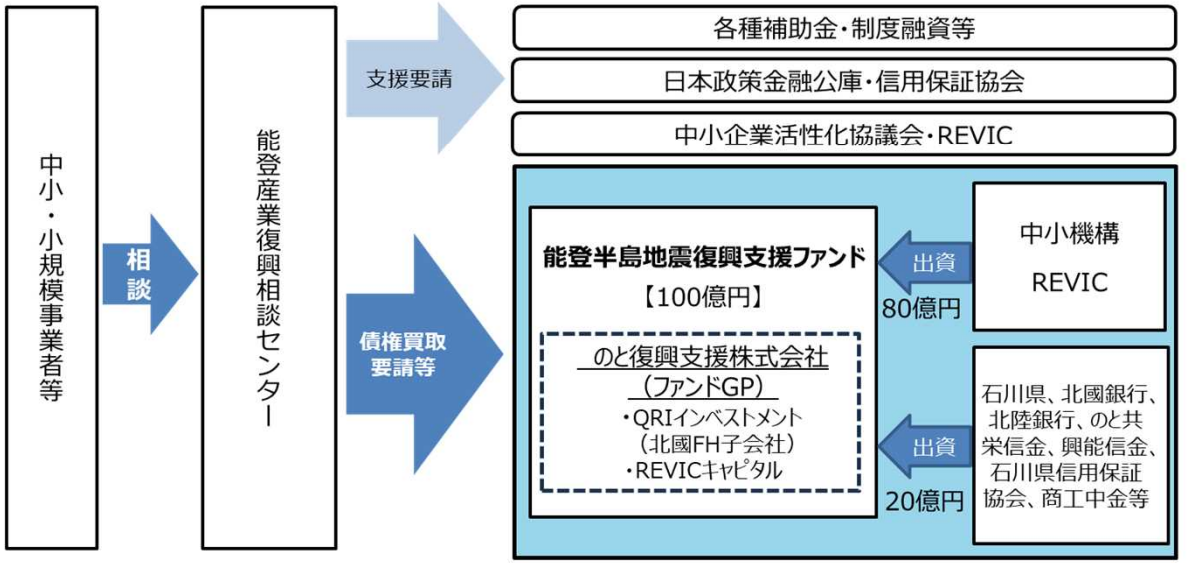

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（抄）

Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）

（１）地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する地域金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。また、外部環境が大きく変化した等、地域の中小企業等が過剰な債務を抱えるようになった場合には、地域金融機関において地域産業や顧客企業を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であることから、資金繰り支援にとどまらない、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を先延ばしすることなく実施する必要がある。

（２）このため、地域金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生や地域産業の下支えへの積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

（３）また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による営業店支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

再生支援の総合的対策(1/4)

再生支援の総合的対策

2024年3月8日
経済産業省
金融庁
財務省

1. **民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期す**ため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②保証付融資の増大や**再生支援等のニーズの高まり**を踏まえて**支援を強化**する。
2. なお、**本年7月以降は**、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、**コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本**とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

コロナ資金繰り支援

主な施策

1. ①**コロナセーフティネット保証4号**（100%保証、借換目的のみ）、②**コロナ借換保証**（100%保証の融資は100%保証で借換）を**本年6月末まで延長**。
2. 日本政策金融公庫等の**コロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長**。7月以降は、災害貸付金利を適用（特例金利（▲0.5%）を廃止）し、特別貸付制度は継続（期限あり）。
3. 日本政策金融公庫等の**コロナ資本性劣後ローンを本年6月末まで延長**するとともに、総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進。

1. 信用保証協会による支援の強化

主な施策

1. **信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正 【24年6月】**

① **金融機関との連携**の上、保証付融資の割合が高い先など**支援先を特定し、協会が主体的に支援**。
② 経営改善支援の**効果検証指標を設定**（売上高営業利益率、EBITDA等）し、**目標・実績を協会別に公表**。
③ **中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表**。
④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
⑤ **「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明**。利用実績を協会別に公表。

2. **中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進 【24年4月】**

- 保証申込時等の契約書において、**事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会・事業承継・引継ぎ支援センターを明記**。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。

3. **求償権放棄の円滑化（再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請）【24年3月】**

再生支援の総合的対策(2/4)

2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ 【24年4月】

- **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。

2.「協議会補佐人制度」の創設 【24年4月】

① 協議会で再生支援を行う**弁護士等の下で、地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。

② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。

3. 事業承継・引継ぎ支援センター・よろず支援拠点との連携推進 【24年3月】

- 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化や評価比重を拡大**する。

3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設 【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。 等

2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

再生支援の総合的対策(3/4)

4. 民間金融機関による支援の強化

主な施策

1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一歩先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】

- 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有（プッシュ型での情報提供）
- メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進

② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、**「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進**。【24年度～】

③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家（弁護士、税理士、会計士等）を発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】

② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

3. 事業者のガバナンス向上支援（経営者保証を不要とするための課題解決促進）

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等をとりまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

再生支援の総合的対策(4/4)

5. 政府系金融機関による支援の強化

主な施策

1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン（限度額15億円）」を本年6月末まで延長【再掲】
2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援

- コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。

3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】

- **早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画**（民間金融機関による協調支援なしの場合）**として活用**できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
- 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

6. 関係省庁の連携による支援の強化

主な施策

1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】

① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口（仮）」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、**関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築**し、対応する。

② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等をとりまとめ、横展開を実施。　等

2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】

- 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、**関係省庁の大臣より要請文を発出**。